

令和 7 年 3 月 2 1 日

国土交通大臣 殿

氏名又は名称 余市町地域公共交通活性化協議会
住 所 余市町朝日町 26 番地
代 表 者 氏 名 会長 渡邊 郁尚

地域公共交通計画変更認定申請書

令和 6 年 9 月 2 5 日付け国総地第 1 2 5 号で国土交通大臣より認定された地域公共交通計画を別紙のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

○ 変更日

令和 7 年 4 月 1 日

○ 変更箇所

- ・ 地域公共交通計画本体
- ・ 地域公共交通計画別紙
 - 2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果 （1）事業の目標
 - 3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体
 - 5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
 - 12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 （1）事業の目標
 - 18. 協議会の開催状況と主な議論
 - 19. 利用者等の意見の反映状況
- ・ 表 5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要
 - ② 策定年月日

○ 変更理由

策定・公表済の余市町地域公共交通計画の計画満了に伴う改訂を図る中で、現在の利用動向を踏まえた事業目標に改める必要があると判断したため、変更する。併せて、事業目標以外の部分についても必要な時点更新を行うこととする。

※本申請書に、変更する事項を全て記した地域公共交通計画を添付すること。

※「変更理由」は、具体的に記述すること。

令和 7 年 3 月 2 1 日

(名称) 余市町地域公共交通活性化協議会

1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性

これまで余市町では、町内に起終点を持つ「余市協会病院線」をおよそ20年に渡り運行してきた。

当該路線は主に高齢者の通院・買物目的の生活交通を確保する重要なバス路線であったことから、今後とも運行を維持するために「余市紅志高校スクール便」と一体運行化を図るとともに、住民ニーズに合った運行内容の見直しを行うことで、安定的な収益の確保を図り、新たに「余市循環線」を令和4年4月1日から運行開始した。

これらの背景から余市循環線を地域公共交通確保維持事業により確保・維持することで、住民の公共交通手段を存続させていくことが極めて必要である。

2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果

(1) 事業の目標

- ・ 余市循環線の年間輸送人数 22,000 人 (R5.10~R6.9 : 22,945 人)
- ・ 余市循環線の収益率 38% (R5.10~R6.9 : 37.1%)
- ・ 余市循環線の行政負担額 3,700 千円 (R5.10~R6.9 : 3,671 千円)
- ・ 余市循環線のバス事業社負担額 0 千円 (R5.10~R6.9 : 0 円)

(余市町地域公共交通計画 4 頁を参照)

(2) 事業の効果

余市循環線を維持することにより、JR函館本線や広域的なバス路線である積丹線や余市線及びニセコ線と接続を可能とし、主に市街地の通勤利用や、高齢者、高校生などの交通弱者の生活交通が確保され、効率的な公共交通体系が実現できる。

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

○余市循環線の路線再編 (6 頁) ※ () 内は地域交通計画登載項
地域間幹線系統と重複している区間の見直し

実施主体 余市町・交通事業者

○低床車両の維持・導入 (8 頁)

低床式・脱着式スロープ・車いす固定の機能が具備されている車両を現在使用しているが、引き続きこれらの機能を有する車両による運行を継続するとともに、車両更新時においては同等以上の機能を有する車両の導入を基本とする。

実施主体 余市町・交通事業者

○バス待ち協力施設の確保 (9-10 頁)

バス路線周辺において施設による空間確保への協力を働きかける

実施主体 余市町・交通事業者・沿道施設・店舗、地権者

○公共交通関連施策の情報提供 (11 頁)

利用促進活動の実施

公共交通の現状や取り組みの情報発信

実施主体 余市町

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運送予定者
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 1」を添付。
5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の総額、負担者及びその負担額
余市町から運行事業者への補助金額については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分を負担することとしている。 「費用総額 10,551 千円 (R6 交付申請より)」
6. 2. の目標・効果の評価手法及び測定方法
余市循環線の年間輸送人数、収益率、行政負担額及びバス事業者負担額は、北海道中央バスと余市町から必要なデータの収集を行い、評価を実施する。
7. 別表 1 の補助対象事業の基準木ただし書に基づき、協議会が平日 1 日当たりの運行回数が 3 回以上で足りると認めた系統の概要 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
8. 別表 1 の補助対象事業の基準二に基づき、協議会が「広域行政圏の中心市町村に準ずる生活基盤が整備されている」と認めた市町村の一覧 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
9. 生産性向上の取組に係る取組内容、実施主体、定量的な効果目標、実施時期及びその他特記事項 【地域間幹線系統のみ】
※該当なし
10. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要 【地域内フィーダー系統のみ】
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 5」を添付。
11. 車両の取得に係る目的・必要性 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
余市循環線は、国道、道道においては幅員が十分に確保されているものの、町道の区間においては一部分で狭隘な区間となっている。また、余市協会病院など町内に分布する医療施設への通院目的としても運行しているため、コンパクトなノンステップ型車両を導入することで、効率的な路線設定が可能となるとともに、通院患者や車いす利用者の利便性向上が図られている。
12. 車両の取得に係る定量的な目標・効果 【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】
(1) 事業の目標
・ 余市循環線の年間輸送人数 22,000 人 (R5.10～R6.9 : 22,945 人) ・ 余市循環線の収益率 38% (R5.10～R6.9 : 37.1%) ・ 余市循環線の行政負担額 3,700 千円 (R5.10～R6.9 : 3,671 千円) ・ 余市循環線のバス事業社負担額 0 千円 (R5.10～R6.9 : 0 円)
(2) 事業の効果
新たにコンパクトなノンステップ型車両を導入することにより、余市協会病院など町内に分布する医療施設へのアクセスや、特に冬期間において道路が狭小となる区間において、通勤、通学及び買物目的の利用に対応する運行を維持することが可能となる。

13 車両の取得計画の概要及び車両の取得を行う事業者又は地方公共団体、要する費用の総額、負担者とその負担額【車両減価償却費等国庫補助金・公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表 6」を添付 なお、地域公共交通確保維持事業によって運行を維持する余市循環線の車両の取得については、購入費用から国庫補助金を差し引いた差額分は、事業者が負担することとしている。	
14. 老朽更新の代替による費用の削減等による地域公共交通確保維持事業における収支の改善に係る計画（車両の代替による費用削減等の内容、代替車両を活用した利用促進策）	
【公有民営方式車両購入費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
① 車両の代替による費用削減等の内容	該当なし
② 代替車両を活用した利用促進策	該当なし
15. 貨客混載の導入に係る目的・必要性	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
16. 貨客混載の導入に係る定量的な目標・効果	
【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
(1) 事業の目標	
該当なし	
(2) 事業の効果	
該当なし	
17. 貨客混載の導入に係る計画の概要、要する費用の総額、内訳、負担者及び負担額【貨客混載導入経費国庫補助金を受けようとする場合のみ】	
該当なし	
18. 協議会の開催状況と主な議論	

【令和5年4月1日以降の開催経過】

- ・ 第19回（令和5年6月29日）
令和6補助年度地域公共交通計画認定申請 等
- ・ 第20回（令和5年7月：書面会議）
「JR 余市駅周辺における交通結節点基盤整備調査事業」の実施について
- ・ 第21回（令和5年10月4日）
郊外部における新たな公共交通の運行について 等
- ・ 第22回（令和6年1月：書面会議）
令和5年度地域公共交通確保対策事業の事業評価 等
- ・ 第23回（令和6年4月：書面会議）
余市循環線運賃改定検討委員会の設置について 等
- ・ 第24回（令和6年6月19日）
令和7補助年度地域公共交通計画認定申請 等
- ・ 第25回（令和6年9月：書面会議）
余市町地域公共交通利便増進実施計画策定支援業務の委託 等
- ・ 第26回（令和6年11月15日）
町民アンケートの実施について 等
- ・ 第27回（令和7年1月：書面会議）
余市循環線の事業評価について 等
- ・ 第28回（令和7年2月7日）
余市町地域公共交通計画（素案）について 等
- ・ 第29回（令和7年3月：書面会議）
令和7補助年度地域公共交通計画変更認定申請（フィーダー） 等

19. 利用者等の意見の反映状況

- (1) 公共交通アンケート調査 (H29)
 - ・配付数：2,000 票、回収数：669 票（回収率：33.5%）
 - ・高年が高くなるほど、運転テクニックを過信する方が多い。
 - ・公共交通はコミュニティバスの利用要望が多い。
- (2) 公共交通アンケート調査 (H30)
 - ・配付数：2,000 票、回収数：542 票（回収率：27.1%）
 - ・黒川町と余市町内の潜在需要が多いとともに、黒川町などにおいて自宅からバス停留所まで遠いとの意見が多い。
 - ・公共交通空白地域である栄町、登町等において、少数であるが公共交通の潜在需要が確認された。
 - ・余市協会病院線は通院、買物利用が多く、通勤、通学利用はごく少数となっている。
- (3) 余市協会病院線バス乗降調査ヒアリング調査 (H30)
 - ・配付数：206 票、回収数：104 票（回収率：50.5%）
 - ・増便と低床バスの運行を望む声が多いことが明らかとなった。
- (4) JR利用者アンケート調査 (R1)
 - ・配付数：311 票、回収数：84 票（回収率：27.0%）
 - ・早朝の通勤、通学の潜在需要があることが明らかとなった。
- (5) 余市紅志高校アンケート調査 (R1)
 - ・配付数：119 票、回収数：114 票（回収率：95.8%）
 - ・部活後の潜在需要があることが明らかとなった。
- (6) 余市町大川小学校アンケート調査 (R1)
 - ・配付数：238 票、回収数：115 票（回収率：48.3%）
 - ・余市循環線による潜在需要があることが明らかとなった。
- (7) 余市循環線実証運行アンケート調査 (R3)
 - ・回収数：119 票
 - ・新規バス停留所設置の評価が高く、新規路線の有効性が明確となった。
 - ・西地区の運行便数が少なく西地区の住民は低評価となったため、本格運行については西地区の運行便数を確保した。
- (8) 余市紅志高校ヒアリング調査 (R4・R5)
 - ・余市紅志高校へ生徒の利用状況等についてヒアリングを実施し、現状の運行内容で生徒利用に問題ないことを確認
- (9) 地域公共交通実態調査 (R5)
 - ・JR 余市駅周辺で利用者の公共交通利用状況についてアンケート調査を実施。駅周辺におけるアクセス状況及び駅前再編に対するニーズを把握。
- (10) 余市循環線の運賃改定に対するアンケート調査 (R6)
 - ・提出意見 1 件
- (11) 公共交通アンケート調査 (R6)
 - ・配布数：広報誌にて町内全戸配布（約 8,000 世帯）回収数：574 票
 - ・免許返納後の交通手段としては路線バスやタクシーを要望している。
 - ・目的別の移動頻度については、通勤・通学はほぼ毎日、買い物では週 1～2 回、通院は月 1 回以下がそれぞれ高い割合となっており、交通手段としては自家用車が最も高い割合であるものの、路線バスについても比較的高い割合となっている。
 - ・路線バスの改善点として、「乗りたい時間にバスが運行していない」、「自宅からバス停までが遠い」、「バス停の待合環境が快適ではない」、「段差があってバスに乗降しづらい」、「運賃が高い」が上位となっている。

(12) デマンド交通登録者アンケート調査 (R6)

- ・配布数：95 票 回収数：62 票
- ・運転免許保有者でも登録しており、返納を考えている割合が高い。
- ・普段の交通手段としてはタクシー、ＪＲ・バスの公共交通機関が高い割合である。
- ・利用目的では買い物が約 9 割である。

(13) 余市循環線乗降調査 (R6)

- ・回収数：72 票
- ・利用目的は通学・買い物が何れも約 3 割、次いで通院が 2 割。
- ・利用頻度は週 5 回程度が 4 割と最も高い。
- ・普段の移動手段としては余市駅前十字街を発着するバスが使われている。
- ・1 週間の外出回数は 5 回が最も多く、公共交通の利用日数も同様である。一方で公共交通は 1 回以下の回答も高い割合である。
- ・公共交通の維持に向けては、「利用回数を増やす」回答は 3 割弱にとどまっている。

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 北海道余市郡余市町朝日町 26 番地

(所 属) 余市町地域公共交通活性化協議会

(余市町総合政策部政策推進課政策推進係)

(氏 名) 半田 和気

(電 話) 0135-21-2117

(e-mail) s.suisin@town.yoichi.hokkaido.jp

注意： 本様式はあくまで参考であり、補助要綱の要件を満たすものであれば、この様式によらなくても差し支えありません。

実際の計画作成に当たっては補助要綱等を踏まえて作成をお願いいたします。

各記載項目について、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画を作成している場合には、当該計画から該当部分を転記したり、別添〇〇計画△節のとおり、等として引用したりすることも可能です。(ただし、上記 2.・3. については、地域公共交通利便増進実施計画及び地域旅客運送サービス継続実施計画に定める目標、当該目標を達成するために行う事業及びその実施主体に関する事項との整合性を図るようにして下さい。また、地域公共交通計画全体として、協議会における協議が整った上で提出される必要があります)。

※該当のない項目は削除せず、「該当なし」と記載して下さい。

表5 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要

市区町村名	余市町
-------	-----

(単位:人)

	人 口
人口集中地区以外	9,900
交通不便地域	18,000

交通不便地域等の内訳

人 口	対象地区	根拠法
18,000	余市町(全域)	過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法

地域公共交通計画、地域公共交通利便増進実施計画、地域旅客運送サービス継続実施計画の策定年月日及び特例適用開始年度

計画名	策定年月日	特例適用開始年度
余市町地域公共交通計画	令和7年3月21日	

(1) 記載要領

1. 人口は最新の国勢調査結果を基に記載すること。ただし、地方運輸局長等が指定する交通不便地域の場合は、申請する年度の前年度の3月末現在の住民基本台帳を基に記載すること。
2. 「人口集中地区以外」の欄は、国勢調査結果により設定された人口集中地区に該当しない地区の人口を記載すること。
3. 「交通不便地域等」の欄は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下、「交付要綱」という。）の別表7（ハ②（1））に記載のある過疎地域の人口及び交付要綱別表7（ハ②（2）（実施要領の2.（1）⑪））に基づき地方運輸局長等が指定する交通不便地域の人口及び交付要綱別表7リに基づき地方運輸局長等が認める地域の合計（重複する場合を除く）を記載すること。
4. 「対象地区」の欄には、当該市町村の一部が交付要綱別表7（ハ②（1））に掲げる法律（根拠法）に基づき地域指定されている場合に、根拠法ごとに当該区域の旧市町村名等を記載すること。また、地方運輸局長等が指定する交通不便地域等が存在する場合には、該当する区域名を記載すること。
5. 「根拠法」の欄は、交通不便地域を地方運輸局長等が指定した場合は、「局長指定」と記載すること。また、乗用タクシー以外での輸送が著しく困難であるものとして地方運輸局長等が認めた場合は、「局長指定（乗用）」と記載すること。
6. 「特例適用開始年度」の欄は、地域公共交通利便増進実施計画又は地域旅客運送サービス継続実施計画を策定し、利便増進特例又は運送継続特例を適用する場合に記載すること。

(2) 添付書類

1. 「人口集中地区以外の地区」及び「交通不便地域等」の区分が分かる地図を添付すること。（ただし、全域が交通不便地域等となる場合には省略可）